

入札監理小委員会
第278回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第278回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年 9 月11日（水）16:39～17:59

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務請負（日本原子力研究開発機構）
- 労災ケアサポート事業（厚生労働省）
- 労災特別介護援護事業（厚生労働省）

<出席者>

（委 員）

尾花主査、樫谷副主査、浅羽専門委員、川澤専門委員、生島専門委員、石堂委員

（日本原子力研究開発機構）

契約部 味岡参事、東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 環境技術管理部 環境保全課 清水課長代理、東海研究開発センター 管理部 調達課 小林課長代理

（厚生労働省）

労働基準局 労災補償部 労災保険業務課 藤永課長、千葉課長補佐、笹川職認官、小林係長、青天目主任、久保田係員

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから「第278回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、日本原子力研究開発機構の「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務請負の実施要項（案）」、厚生労働省の「労災ケアサポート事業の実施要項（案）」及び「労災特別介護援護事業の実施要項（案）」について審議いたします。

最初に、日本原子力研究開発機構の「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務請負の実施要項（案）」の審議を始めたいと思います。

日本原子力研究開発機構の契約部、味岡参事より、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○味岡参事 本日、当機構における洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務請負契約に関して、御審議よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、当機構の今回の契約案件の発注元であります環境技術管理部環境保全課の清水より、内容について御説明を差し上げたいと思います。

では、清水さん、よろしく申し上げます。

○清水課長代理 原子力機構の清水と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、味岡から紹介がございました「洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務請負」、これの民間競争入札実施要項の概要について説明させていただきます。

限られた時間での説明となりますので、実施要項本文、全て説明することはできませんと思いますので、要点等ポイントを中心に御説明させていただきます。

まず、実施要項のほかに、本日、御説明資料としまして4部の資料を配付させていただきました。3枚が両面刷り、1枚が片面刷りになっています。こちらで本業務に係る概要を説明させていただきたいと思います。

まず、本業務の概要ですけれども、1つは、管理区域内で使用する作業用衣類の洗濯に関する業務ということでございます。

施設の概要ですけれども、こちらは、原子炉等規制法に係る使用施設、こういった施設の中で行われる業務に関するものでございます。

具体的には、放射性物質であるウランの取扱施設、これは全て管理区域で取り扱ってございますが、ここで使用された作業員の作業着類ですね。帽子、靴下、白衣、つなぎのカバーオール、こういったものを作業の終了に伴いまして、放射性物質がついていないかどうか、汚染検査を行った後、水洗い装置及び乾燥装置を用いて洗濯処理をするというものです。

2. に業務の内容ということで、作業の範囲について図化しております。

左側が洗濯物発生施設になってございまして、こちら、全体で19施設になります。こちらで発生した洗濯物を、一点鎖線の所から作業範囲になるわけですが、各施設の回収を行いまして、少し灰色のハッチングとなっております洗濯場の放射線管理区域内、ここに搬入いたします。

ここで、念のため、更に汚染検査をして、汚染検査にパスしたもの、要は汚染がないも

のを水洗い、乾燥、折り畳み、この辺は普通の洗濯業務になってございますが、こういったものを行うということでございます。

その後、管理区域から発生するもので、汚染がないということはわかっているのですが、再度、管理区域から発生するものについては汚染検査をして、先ほど申しました各19施設に配送するということになってございます。

こちらの洗濯業務のほかに、放射線管理区域ということもございますので、2)の洗濯場施設の運転という項目がございますが、ここの(3)の放射性廃水。まず、洗濯に伴いまして、放射性の廃液、こちらが出てまいります。こちらは、汚染のない廃液といいましても、原子炉等規制法に基づきまして、放射性廃棄物としての廃水の管理が必要になってきます。

2つ目。これも放射性管理区域に特有なのですけれども、給排気設備の運転・管理というのがございます。これは、気体の放射性廃棄物を一般環境に放出するわけにまいりませんので、給気と排気、これを別々に管理しておりまして、排気に関しましては、高性能フィルターといったものがございます。こちらで放射性物質、万が一放射性物質が気体に含まれた場合、こちらを取り除いて環境に放出するということがございまして、使用施設の中でも給排気設備の運転・管理というのは非常に重要になってまいります。

これは、求められた技能で、高性能フィルターの取扱い、それと、給気設備、排気設備、こういったものの取扱いの知識がございませんと、なかなか原子炉等規制法に基づく正常な管理というのが難しいと思われまます。

その後、飛ばせていただきまして、(8)にございますが、放射性廃棄物の管理というものもございます。こちらは、汚染のないということ先ほどから申しているのですが、汚染がゼロではないということで、放射性を測定する装置がございまして、ここの検出下限値というのがございまして、それより低い値というのは見えないものですから、そういった方が一低い値のものがどんどん蓄積して、逆に言うと、検出限界以上になってしまうと、放射性物質として扱う必要がありますので、こういった放射性廃棄物の扱い、管理というのが必要になってくるものがございます。

1枚目の紙の裏面をごらんいただきたいと思ひます。下の方に洗濯設備の概要が記してございます。

建屋は2階建ての建屋でございまして、この下にあります洗濯装置、こちらは一般的な洗濯設備がございまして、こういったものを使って洗濯物を処理するという設備でございませす。

続きまして、もう一枚の2枚ものの紙です。説明資料「産業廃棄物のリサイクル業務」ということについて御説明させていただきます。

こちらの業務概要も、こちらは核燃料サイクル工学研究所、ここで発生した一般廃棄物、それと産業廃棄物、これがございまして、これは、業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして適正に処理するということになっております。

また、所内で発生した有価物は、今、循環型社会と言われておりまして、全部混ぜて外に出してしまえばただのごみですけれども、これを分別してしっかり分ければ有価物になる。逆に言うと資源になるということで、こういったものの管理をして、外部に売却するというも行っています。

業務の内容ですけれども、所内で発生した一般と産業廃棄物とがいろいろございます。まず、廃棄物で有価物のものについては、こちらの金属スクラップですとか、ペットボトル等、これは外部で処理いたしまして、リサイクルする。そういう材料になっていますので、こういったものの受入れ、それと、種類ごとの分別・記録・保管、これを行って外部へ売却するということになっております。

もう一つは、産業廃棄物につきましては、使用器材処理票管理システムというのがございまして、これで何を管理しているかと申しますと、産業廃棄物にはマニフェスト制度というのがございまして、廃棄物の発生から処理業者、ひいては最終処分業者にいって、適切な工程で適切に最終処分されている、これを証明する必要がございまして、このマニフェスト管理というものもございまして。

裏面にまいりますと、マニフェストをちょっと御紹介してありますが、サイクル工学研究所では、年間約100件のマニフェスト票が発行されております。これ一件一件について、A票からE票まであるのですけれども、途中で収集業者がしっかり運搬した、中間業者で処理された、最終処分業者で埋設とかそういった処分をされた。最後の流れまで追う必要がありますので、こういった管理もする必要がございまして。

あわせて、この処理が適切に行われていることを確認するために、半年に一度ほど巡回確認というのをやってございまして、最終業者、中間処理業者での途中の工程まで確認して、適切に処理されているかどうか確認する、こういったものもこの中に含まれてございます。

続きまして、「一般廃棄物処理施設の管理」というのがございまして。こちらは、核燃料サイクル工学研究所、本部、それと、こちらの方は、同じ東海村にあります原子力科学研究所、この3施設から発生する主に可燃性の廃棄物を収集して、焼却していた施設でございまして。

ここで「焼却していた」と申しますのは、当初、3施設からの廃棄物を焼却、それと、灰は熔融してスラッジにして出しているわけですけれども、運転の目的を達成したということで、26年度から、廃止設備としての管理のみを行うということがこの業務になります。

それでは、一般廃棄物はどういうふうになるのかと申しますと、これにつきましては、受入れ、検査、記録、保管、ここまでを行いまして、その後は外部委託処理ということで実施することになってございます。

では、なぜ外部委託処理をするのかということなのですが、裏面にまいりますと、可燃性一般廃棄物の処理業務フローというのが書いてございまして。左側が平成25年度までの業務でして、もともとは、事業系のごみは、事業者の構内において事業者の責任で即時

処分するというのが主流でしたが、最近は、外部委託処理というのが一般になってまいります。これは、ひたちなか東海クリーンセンターというのが、平成24年5月に開設されまして、もともとは市町村の家庭ごみを中心に燃す施設なのですが、第三セクターでの委託管理ということで、事業系のごみも積極的に受け入れて、それを処理するというのがこれの目的になってございます。

というわけで、これまでサイクル工学研究所で施設を維持管理して、運転をして、その灰も売却するというよりは、外部への焼却委託処理をした方がコスト的にも非常に安くなるということで、平成26年度からは、左側の一般廃棄物処理施設を廃止いたしまして、外部処理するという事になってございます。

こういった3つの柱の業務を行っていくことになっております。

最後に、A4横の、こちらは標準業務の事例ということで記載してございますが、この大きく分けた3つの業務、それと、一番下に施設共通業務というのがございますが、これがどのような工程で動いていくかということでございます。

大体標準的な1週間の工程をこれに示したわけですけれども、平成26年度の請負の標準ニーズというのは、現在3名ほどを考えております。この3名によりまして、洗濯場、資源リサイクル、一般廃棄物ということで作業を行うのですが、ここでは法令に基づく点検とか、日常点検というのが義務づけられていまして、これはほぼ毎日行うようになってございます。

それと、洗濯場の運転処理作業も、これは発生頻度にもよるのですが、大体今のところ、週一回ぐらいの頻度で実施されるということになってございます。

続きまして、真ん中の「一般・産業・資源リサイクル」ですけれども、こちらは、金属関係、産廃関係は、週初めと週の半ばに収集して、これは、大体半年に一度ほど集積したものを洗い出すということですが、これは、週を通じて受入れを行うということで、比較的これも洗濯業務の合間に、週の前半と後半に行っていくというような計画になっております。

最後に一般廃棄物の処理施設ですけれども、これは事業所から出る可燃性ごみですので、現場の方に置いておくわけではございませんので、これは毎日収集を行いまして、保管することになっております。

ただ、一般可燃物の保管場所が、消防法で言います指定可燃物置場という所に指定されてございまして、ここに置ける量というのも決められた量がございまして、例えば1か月全て集めて、1か月に一回搬出するという事は、消防法に触れることとなりますので、週一回程度の搬出ということを考えております。

こういったスケジュールで3名が常に一体で動いているという形がこの作業の特徴になるかと思っております。

続きまして、確保される対象業務の質ということで、今度は実施要項の2ページの御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの対象業務の質ですけれども、3つ大きな柱があると思います。

まずは、原子炉等規制法に基づきまして、保安規則、それと社内基準であります放射線管理基準、これを逸脱しないこと。これは、管理区域での管理をしっかりと、こういった保安規則違反、放射線管理基準違反、これを行いますと、当局への報告義務、それと運転が長期に停止するということになってしまいますので、これは0件であることというのが質として求められるようになっていきます。

それと、もう一つは、産業廃棄物ですけれども、これも廃棄物処理法に基づきまして適正に管理されるということが求められますので、これも管理上の逸脱件数が0件であることが求められると思います。

それと、もう一つが、作業依頼元からの重大なクレーム。クレームは、小さいクレームはいろいろございますでしょうが、例えば洗濯物の回収・配送が遅れたりしますと、作業着はほかの業務の支援業務者が着用しますので、そちらの支援業務が滞るとなると、これは大きなクレームとして扱いますが、こういったクレームがないようにということで、業務の質を設定させていただきたいと思います。

それと、最終的には利用者のアンケートを頂きまして、おおむね75点ぐらい取っていただければ、この業務としては達成できるかなと考えております。

続きまして、3ページには入札参加資格に関する事項とうたってございますが、ここの4ページの⑥⑦の方が特異なものになってまいると思います。

1つは、原子力関連施設における洗濯設備、これは給排気設備ですとか電気設備を含むのですけれども、又は類似する設備、これは後ほど詳細に説明いたしますが、こういった類似する施設で運転保守管理業務に求められる知見と技術を有していること。それと、放射線管理区域という所で洗濯物を取り扱う、管理区域内作業になりますので、必要最低限の核燃料物質の取扱いに関する知識を有していただきたいというのが、こちらの入札参加に係る事項となってございます。

続きまして、これにかかわりまして技術提案書を頂いて、入札に参加する資格があるかどうか、合否の判定をさせていただきたいと考えているのですけれども、別添2になりまして、提案依頼書の3ページ以降に提案細目というのが記載してございます。

こちらは、いずれも洗濯作業ですとか廃棄物の管理というのは、単純な作業になってきます。ただし、放射線管理区域の管理というのは、原子炉等規制法に基づくもので特殊な知識を必要とするものになってございますが、いずれも定型化されて、そのルールに従って、又は法律をしっかりと守ってやっていただければ達成できるということで、ここの書き方としては、最低限これをやっていただければ、提案書としては合格とさせていただくという、最低限の内容について書いてございます。逆に、提案書にこうすれば達成できることをキーワードとして記載いただければ、合格にさせていただきたいなと考えてございます。

続きまして、提案依頼書の一番後ろの別紙の1のところですが、ここでは、請負

業者に必要な資格と、業者に関する証明というのを求めています。

要求仕様としましては、いろいろ運転の資格ですとか、産業廃棄物ごみ処理施設の技術、それと危険物を有していますので、危険物取扱いの有資格者、最低限これだけ欲しいという資格を具体的に記載してございます。

ただし、放射線従事者は、管理区域内での作業というのは最低2名で行うのが定められてございますので、3名全員を放射線業務従事者とさせていただきまして、もし1人欠員が出たような場合でも、滞りなく管理区域作業ができるということを資格の要件とさせていただいております。

それと、先ほどいろいろ事例ということがありますが、ここで言います原子力関連施設の管理区域内におけるいずれかの運転保守管理業務。じゃ、どういうのが運転保守管理業務の対象になるのかといいますと、ここに4つほど書いてございます。空気調和設備とか、給排水設備ですね。これは一般に言われています設備の内訳になりまして、こういった設備を保守点検、維持管理した知識、技術があって、なおかつ、管理区域で求められる必要最低限の核燃料物質の知識というのがあれば、請負者に関する証明として有効なものと考えてございます。

駆け足になってしまいましたが、以上で御説明を終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○石堂委員 今、原発事故以来、放射能に非常に関心が高いものですから、これは要するに、こちらの絵で説明いただいたのですけれども、管理区域というのが、洗濯物発生施設と洗濯場そのものも管理区域だと。

○清水課長代理 ええ。管理区域内で使用したものを処理するというところでございまして、施設から外は一般区域が通りますが、それを処理する施設は、放射性管理区域ということで、こちらも同じ使用施設ということになってございます。

○石堂委員 ですから、なんかヘビが人を飲んだような話で、洗濯場で作業している人の衣服もまたここでやらなければならないと。

○清水課長代理 そうでございます。そちらも同じ施設で、自分の施設でちゃんと管理をして洗濯しなければいけないということになってございます。

○石堂委員 それと、要項の1ページの所で、念には念を入れてと単純に考えればいいのかもしれないけれども、①の上から3行目で、洗濯物発生施設において放射能汚染のないことが確認されたものだけを回収してくるんだと書いてあって、それをまた2行下で「放射能汚染検査を行い」と書いてありますね。これはなぜなのですか。

○清水課長代理 これは、ダブルチェックということもございまして、洗濯場の説明で、裏面にランドリーモニターというのが右上に書いてございます。これは、洗濯物を広げて、これがコンベアになっていまして、ずっと押しますと、洗濯物全ての箇所を連続で放射能

汚染検査ができるという、これは特殊な設備になってございます。

ところが、各施設の方は、よく福島なんかで使われているサーベイメーター、手のひらぐらいの大きさのセンサーを当てて衣服をサーベイする、比較的、ラフとは言いませんけれども、そこまで細かい汚染検査が見抜けるかどうかというところもございますので、洗濯することによって、例えば洗濯物についていたものが空気中に舞い上がって、それがフィルターで凝縮して濃くなってしまうとか、水にどんどん含有していったって、1枚の洗濯物でしたら検出限界のやつが、1,000枚集まると有意値が見えてくるというふうなのを危惧しますので、洗濯場内で更に詳細な汚染検査をするということになってございます。

○石堂委員 それは、いわば洗濯の対象になる作業用衣服についてという話と、洗濯物からいわば飛散とかなんとかということで、洗濯物そのものではないところの放射能の危険と。

○清水課長代理 いや、洗濯物に付着した放射性物質のみと考えていただければいいかと思えます。

○石堂委員 徹底的に洗濯物だけなのですか。

○清水課長代理 そういうことになってございます。

○石堂委員 そうすると、一つ一つの洗濯物に放射能が不幸にして含まれていたとして、それが蓄積されるというのが。

○清水課長代理 蓄積されるというのは、例えば、洗濯物をランドリーで洗いますと、水が発生します。水は最終的に捨てる前に糸くずフィルターとか、そういうところ取るわけですけども、放射性物質というのは、どうしても糸ですとか泥ですとか、そういったものにつきやすいという性質がありますので、例えば、1枚の洗濯物から1粒の放射性物質が出て、それが1,000枚出てきますと、1,000の放射性物質があるということは、1粒では検出されなかったものが、1,000あると見えてしまう。検出器の感度を超えて。そういったことになりますと、これは放射性物質、放射性廃棄物として扱う必要が当然出てきますので、そういった管理をしてございます。

○石堂委員 素人の質問で申し訳ないのだけれども、順番に洗っていったって1,000枚洗ったときに、今おっしゃっている蓄積というのは、最後の1枚に出るだろうということをおっしゃっているのですか。

○清水課長代理 いえ、最後の1枚に出るだろうというよりも、1,000枚洗った水に含まれてしまう。

○石堂委員 そうでしょう。だから、洗濯物の対象に放射能が含まれているかということが、先ほど私、放射能汚染のないことが確認された作業衣類をとっているのに、また検査するのですかと聞いたわけなのです。それは念を入れてやるんだということだけれども、それと蓄積の話は別で。

○清水課長代理 ええ、また別でございます。

○石堂委員 別ですよ。そうすると、そのところが御説明の中で若干ごっちゃになっ

ていたような気がするのですけれども。

○清水課長代理 失礼しました。

○石堂委員 そうすると、蓄積されているかどうかのチェックの方は、1のページの中ではどこでそれは書かれていることになるのですか。

○清水課長代理 こちらは、蓄積するものは2つございます。1つは、洗濯物についてものがふわふわと舞い上がって、先ほど言いました排気設備というものに行ってしまうとかですね。そうしますと、排気設備では、高性能フィルターがついていまして、そこで0.15ミクロン以下の粒子が全部放射性物質で取れるようになってございますので、そこに例えば1,000行ってしまうと、最終的にそこに1,000の形で見えてしまうということになります。

もう一つは、廃水。1ページの①のちょうど中段辺りですね。廃水設備とございまして、給排気設備の運転管理及び廃棄物ですね。これは固体と気体と液体とございしますが、この液体の廃棄物、これは洗濯廃水ですけれども、ここに汚れが移行してしまいますと、そこで放射性物質が見えてしまう可能性があるということになります。

○石堂委員 しつこいようですけれども、上のパラグラフで、洗濯衣類についての検査を、きれいになったはずのものしか入れないのだけれども、またやるよと書いてあると。その「また」以下は、特に検査をやるとかなんとか書いていないけれども、これは「基準」に則り、「適正に行う」ということが、「検査」を意味しているということですか。

○清水課長代理 これにつきましては、固体は、放射性廃棄物として固体の廃棄物を保管する施設に、ドラム缶に封入して運ぶことになります。それと、液体は、洗濯液を貯層にためまして。

○石堂委員 そういう細かいことを知りたいのではなくて、要するに、この業務に当たるという人は、そういうことをちゃんとわかっている人でなければだめだという意味だとすれば、洗濯物を検査するときに、放射能がないかどうか検査する能力を当然持っていなければならないし、「また」以下の中にも、ここには基準に則り適正に行うとしか書いていないけれども、ここにはかなり技術的にいろいろなものがあるとすれば、それを書くべきなのではないかと思うのですね。何となく検査の話は上のところにしか書いていなくて、あとは規則に則ってやるんだと。その規則の中に、先ほど何度も言われる、1,000枚あればどこかに蓄積するかもしれない危険があるから、それを適時、こういう検査をなさい、こういう検査をなさいと細かく決まっている。それを全部こなせる業者でないとだめですよということであれば、そこは非常に重要なわけで、何となく入ってきた洗濯物に放射能がないかだけ調べればいいという話ではないわけですね。

○清水課長代理 そういうことでございます。

○石堂委員 それは、技術力があるかというときには非常に大きな要素になるのではないかなという気がするのですね。それをさらっと、規則・基準に則り適正に行うというのは、具体的にわからないのではないかと思いますけれどもね。

大体御説明で、放射能の危険というものを、洗濯物そのものについては当然だし、洗濯という業務をやっていく中で、新たな蓄積等が考えられるから、それを全部規則基準に従ってチェックする能力を持った業者でなければならぬのだということなのですね。

○清水課長代理 はい。

○尾花主査 済みません、石堂先生、そうしますと、例えば、別添1の仕様書の2ページ目の(1)洗濯場に係る業務の、先生がおっしゃったのは、ハで給排気設備の運転管理とか廃水設備の運転管理というのは、ただ機械を運転するだけではなくてという、何かもう少し、何かの法令に遵守したというのをどこかに総論的に書いていただくか、何かもう少し書き込みをされたほうがいいのではないのでしょうかという御提案でしょうか。

○石堂委員 そうなのですね。全体的に何となく、そんなには放射能の危険はないものを扱うから、そういうものをくくって1件にしているような印象があるのですね。ところが、いろいろ聞いていくと、やはり調べながらやらなければだめだということであれば、今、主査がおっしゃったように、運転管理という言葉の中に、実は、いざとなれば、そこちゃんとチェックしてくれないと危ないんだよというものが含まれているとすれば、それはこの所に具体的に書いていただかないと、話がちょっと違ってくるのではないかなと思うのですね。

もしかしたら、皆さんの感覚として、そんなに危険なはずはないというのがベースにあるのかなという感じを受けるのですけれども。

○清水課長代理 施設の方で発生したときに汚染チェックをする。それと、もう一回入れたときに汚染チェックをして、汚染があれば、全部施設。

○石堂委員 それはいいのだけれども、一つ一つの洗濯物についての話でしょう。

○清水課長代理 はい。

○石堂委員 それで、それはそれはそれで、個々のやつは検知以下でもたくさんやるから危ないんだということになれば、やはり危ないんですよ。

○清水課長代理 そうですね。

○石堂委員 ですから、先ほど私が言ったように、洗濯の対象物に対しての危険をどう見るかということと、作業をやっていく中でおっしゃる蓄積をどういうふうに危険として見るかというのは、はっきり分けて、その両方についてしっかりやってもらわないとだめだよということをあらゆる箇所に書かないとまずいのではないかという気がしますけれどもね。

○尾花主査 そうすると、恐らく別紙1で、通し番号かどうかわからないのですけれども、19ページの所に、ここにも洗濯場に関する業務ということで、1の(3)とか(4)に、単に運転管理と書かれている以上に、今言った放射線廃棄物に関する何か遵守すべき基準みたいなものを書き込んでいただいたほうが、業務の内容として明確になるのではないかと思います。石堂先生、そういうことでよろしいですか。

○石堂委員 先ほどちょっと言葉はよくなかったかもしれないけれども、そんなに危険で

ないということが大前提にあつての話なのか、そこが大分違うと思うのですよ。やはり放射能を扱う以上、非常に確率の低いことであっても、万全の体制でいくのだということであれば、今言ったような方向をたどるし、いろいろ検知するとなっているけれども、これまでの経験からいっても、そんなものは出たことはないんだと。基本的に出ないんですというところから出発するのだったら、恐ろしげに書かないほうがいいのかと思うし。

○清水課長代理 今言われたのは、先生が最後におっしゃった、可能性はあるけれども、今までは出たことはないんだ。ただし、これから未来永劫出ないという保証はございませんので、それが出たときのための対応ですとか、そういったものも必要だ、それもございます。

○石堂委員 そうすると、やはり必要だということになるのですね。

○清水課長代理 はい。

○石堂委員 そうすると、やはり書いていただかないと、業者さんも誤解をするかもしれないし、いざ何かやっていて、本当に検知された場合に大騒ぎになるということがあろうと思うので、それはやはり事細かに書いていただくほうが良いということになると思います。

○味岡参事 作業工程の管理ということで、今のことを参考にしていただいて書かせていただきます。

○尾花主査 ほかに何かございますか。

○川澤専門委員 済みません、細かい点で恐縮ですけれども、実施要項の2ページ目にございます「確保されるべき対象業務の質」の②の所ですが、逸脱件数という形で書かれているのですけれども、その説明を拝見しますと、逸脱によって洗濯業務が長期にわたり滞る事態の件数が0件であることとなっております。恐らく洗濯業務が長期にわたり滞る事態というのは、逸脱以外に、例えば機械の破損ですとか、いろいろな状況が考えられるかと思っておりますので、ここで設定されたい数値目標というのが、逸脱件数が0件であることということであるならば、そのように書かれて、かつ、洗濯業務がさまざまな理由によって、長期にわたって滞る事態の件数も0件であるならば、そこは書き分けたほうがよろしいのではないかなと思ったのですけれども、そこは必要に応じて、逸脱するのが0件ということであれば、そこはストレートに書かれたほうがよろしいのかなと思いました。

○清水課長代理 わかりました。

○味岡参事 そのようにさせていただきます。

○尾花主査 確認ですが、逸脱により滞った件数が0件ということと、単に滞った場合も0件というふうに書き分けるということですか。

○味岡参事 はい。

○尾花主査 わかりました。

ほかにございますか。

本件は、提案書に基づく資格要件を満たした上で、最低価格で落札者を決めるというふうに伺ったので、提案書が非常に重要かと思うのですが、この提案書に関して質問がご

ございます。別添2の1ページ目では、提案書の書き方についてなのですが、例えば、2の(1)の①のイの(イ)では、基本方針を具体的に記載することとか、(ロ)では、項目ごとに具体的に記載すること。そうしますと、具体的な記載方法によりましては、各入札者というのはバリエーションといたしまししょうか、各入札者ごとに提案には大きな差があるというふうにお考えでしょうか。

○清水課長代理 各入札業者の提案、それほど大きな差はないと考えてございます。といいますのは、先ほど申しましたように、もう既に流れとかマニュアル、それと法律に基づいてのやり方ができていますので、逆にそれを変えてやってしまうと法令違反とかになってまいりますので、特別こうやった方がいいとかというのは出てこないと考えてございます。

○尾花主査 済みません、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、流れとマニュアルというのは、実施要項の中ではどこを見ればわかりますでしょうか。

○清水課長代理 マニュアルに関しましては、実施要項の中には直接記載した所はございません。仕様書の中に、本施設を使うに当たりましてのマニュアルですとか、記録関係のやつがこちらに書いてございます。マニュアル関係、それと、先ほど出てまいりました放射線管理基準とかいう様式がございしますが、それは、入札の段階で開示させていただいて、入札業者の方がその内容は確認できるようにしたいと考えてございます。

○尾花主査 今おっしゃったのは、別添1の1ページ目の6「本業務を実施するに当たっては、本仕様書に定める事項の他、運転マニュアル、点検マニュアル、機器取扱説明書を十分理解の上実施するものとし」と、その部分ですか。

○清水課長代理 そういうことでございます。

○尾花主査 これらの資料についての開示のタイミングとしては、実施要項の4ページに戻りますと、5の入札に参加する者の募集に関する事項の(1)の入札手続の、例えば、第1回入札説明会、第2回入札説明会等で開示されるということでしょうか。

○清水課長代理 そのように今計画してございます。

○尾花主査 また先ほどの別添2の提案依頼書の書き方に戻りますが、この場合、項目ごとに具体的に記載することということについて、この文言だけを見ますと、どのように具体的に記載していいのか、非常に読んだものについてはわかりにくく、更に、別紙1の提案細目等を見ますと、「各業務について適切に実施すること」と記載されていて、適切に実施するために、どのように具体的に記載すればいいのかというのは、入札者、初めて入札する方にとってはわかりにくいかと思うのですが、この点、何か書き方に工夫はないでしょうか。例えば、提案書の記載内容については、マニュアル等に沿ったものであれば合格とするとか、一定の基準を書きいただけると、入札される方は非常にわかりやすいかと思うのですが。

○清水課長代理 そうですね。例えば、マニュアルでこういった計器のここを確認しなさい。次にここを確認しなさいとあるのですが、そのマニュアルに従って全てが確認されて

いればオーケーということになってございますので、そういう記載も可能でございます。
○尾花主査 そうしますと、具体的に記載することという提案依頼書の1ページの所に書くか、どこかはお任せするにせよ、何が適切に実施することとみなされるかということについては、このマニュアル等の基準が記載されていれば適切なものとみなすというメッセージを、恐らく入札者さんにお知らせすることによって、何が具体的な記載なのかとか、何が適切なものがより明確にわかるかと思っておりますので、何か御検討をお願いできればと思っております。

○清水課長代理 わかりました。

それでは、実際に開示したマニュアルを確認して、この項目ができます、できません、そういった具体的な記載ができるように検討させていただきます。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございました。

○小林課長代理 ちょっと補足させていただきますけれども、この提案細目を仕様・スペックといいますか、こういう表現にしましたのは、実は、今回は最低価格落札方式ということでございます。そうしましたのは、先ほどから申し上げています、本業務はいわゆる定型化されて、特段本業務に当たって創意工夫というものは全く求めていません。したがって、マニュアル類を御理解いただいて、淡々とと言ったら語弊がありますけれども、仕事をこなしていただくというようなことで最低価格にしております。

この提案書も、実は、この業務項目でありますけれども、これを確実に実施していただけますよねと。その中で提案があれば、補足してくださいという意味ですので、ですから、ハードルをわざわざかけて、可否というんですか、そこまでは求めていない提案書というんですかね。この業務は確実に実施しますと。いわゆる見積り仕様書的なもの。見積り仕様書は各業者さんから出てきますけれども、この見積金額は、こういう仕様書をこなす金額ですよ。いわゆる金額の裏返しの項目ですよというような位置づけでございますので、ですから、ちょっと記載例をどこかに添付しようかなと思っておりますけれども、この業務はちゃんとできますよということを言っていたら合格ということを前提に考えております。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

例えば、別添2の提案仕様書の2ページ目の留意事項の(1)で「要求要件を満たしているか否かの判定は、本調達に係る技術審査会において、本提案依頼書で求める提出資料の書面審査により行う」と書いてあると、一般的には非常に重大な審査がされるのではないかと受けてしまいましたので、質問をさせていただきました。今の御説明によりますと、マニュアル等に従ってできるかどうかをチェックするという意味だけの提案書ですという位置づけですというふうなことであれば、実施要項にお書きいただくか、若しくは、入札説明会において御説明いただけると、より入札資格について、御説明いただいたように、要項の4ページの⑥と⑦の「知見・技術力」というところが、非常に抽象的な表現ではありますが、この提案書の意味づけが、そのようなできるかできないのかということで

あれば、理解ができましたので、御説明等をお願いできればと思います。

○小林課長代理 はい。業務要件はそのような形で考えております。しかしながら、受注要件、最後にございますけれども、これについては、必要な資格、請負者に関する証明ということで、資格に関しては、この業務が始まる前までにこういう資格を取得していただければよろしいですよ。それから、あとは、この請負者に関する証明について、これがいわゆる入札要件になりますけれども、ここで、先ほども説明しましたけれども、例に沿って、このような受注経歴、これはお出ししていただきますよということで、いわゆる業務と受注要件の二段構えと言うんですかね。

○尾花主査 受注要件というのはどこを見ればよろしいですか。

○小林課長代理 ごめんなさい。資料の一番後ろ、両面コピーになっておりますので。

○尾花主査 わかりました。

○樫谷副主査 要するに、おっしゃっているのは、ここに実施することと提案細目に書いてありますよね。実施する能力はあるかどうかということ、提案書という言葉でいいのかわかりませんが、書き込んで、それを見て、審査する方が合否を決めるということですね。だから、実施する能力はこういう理由でこういう経歴もあるから問題ありませんというようなことの書きぶりが大事だということなのですかね。

○小林課長代理 そこまで書いていただければ。

○樫谷副主査 よりいいということですね。

○小林課長代理 そうですね。

○樫谷副主査 実施できる能力が過去の経験等から含めて、それぞれありますということ。提案というよりか、実施能力の判定というふうに考えた方がいいということですね。

○小林課長代理 そうですね。

○石堂委員 要項の20ページの所で、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、これは、これまで幾つか見た中では非常に詳細な開示になっておりまして、22ページ以降に作業実績等が細かく書かれているのですけれども、それでも新しく入ってくる業者さんが知りたいことが更にある可能性はあると思うのですね。別に機構さんの方としても、これ以外のものを出したくないとか、そういうことでもないと思いますので、4ページの今後のスケジュールでも入札説明会をやる。その中で要求していただければ、法令上出せないもの以外は、データについては基本的にどんどん出していくよということをや項の中で明らかにしていただいた方がいいのではないかなと思うのですね。ほかの案件についても、私、同じようなことを言っています、何となく限定列举、ここに挙げたものを開示するんですということで閉じてしまわない形がいいように思っています、入札説明会等において要望があれば、それについては原則は出す。法令等で出せないものはもちろん出せない。個人情報にかかわるものとか、いろいろあるでしょうが、そういうことがなければ、基本的には出しますよということ、要項の中でどこかに書いておいていただいた方がよろしいかなと思います。

○小林課長代理 それについては、29ページをごらんいただきたいと思いますが、従来の実施方法等で注記事項ですね。これは情報の開示なのでございますけれども、現行の本業務に関する詳細な情報は、依頼により情報開示を行います。「閲覧可能な資料は」云々ございまして、入札説明会時に準備すると。なお、機密保持にかかわると判断されるものについては、守秘義務書面を提出の上、閲覧を可能としますということで書かせてはいただいております。

○石堂委員 わかりました。

○浅羽専門委員 結局、この入札のポイントは、きちんとやるというのを大前提にして、それをやるというような能力を証明した上で、資格等を持った3名の方を幾らで業務請負できるのかというところがほとんど全てというような理解でよろしいのでしょうか。

○味岡参事 はい。

○浅羽専門委員 そうすると、差は、資格要件、技術提案書をパスした後の差は、基本的には人件費で差がつくのだろうなというふうに相手にもわかるようなものだという事でよろしいわけですね。

○味岡参事 そういうことになります。

○浅羽専門委員 かしこまりました。

○樫谷副主査 これは事務局に聞いた方がいいのかもわかりませんが、創意工夫をする余地がほとんどないようなものについて、ここでやっていいものかどうなのか、その辺はどのように判断されたのですか。

○後藤参事官 公共サービス改革法では、民間事業者の創意工夫を活かして、公共サービスの質の維持と向上を図ることとしております。実施要項の中では、質を担保する必要な技術力を書面で求めているということですから、従来どうだったかわかりませんが、現時点で放射能に対する技術的な公共サービスとしての質の維持というのを明確化したということだと思います。

今後は、放射能に対する国民の関心が高い中で、本事業の実施状況や評価を踏まえPDCAサイクルを回していく中で、より高めるべき質というものが明らかになれば、次の実施要項策定時に確保されるべき公共サービスの質を明確化するとか、そのモニタリング方法を書くとか、あるいは総合評価方式の導入を検討していただくとかになります。そういった方向性も含めて、まずは、実施要項をつくっていただいて、今後見守っていただければと思っております。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議についてはこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ありがとうございます。

事務局といたしましては、本日の審議の中で御指摘を頂きました事項については、日本原子力研究開発機構と調整をして、修正した実施要項（案）を後日先生方に御確認いただ

いた上で、意見募集の手续に移りたいと考えております。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後、実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

日本原子力研究開発機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はありがとうございました。

（原子力研究開発機構退室、厚生労働省入室）

○尾花主査 続きまして、厚生労働省の「労災ケアサポート事業の実施要項（案）」の審議を始めたいと思います。

最初に、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課、藤永課長より御説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○藤永課長 労災保険業務課の藤永でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

本日は、労災ケアサポート事業、労災特別介護援護事業、それぞれの民間競争入札実施要項（案）に係りますパブリックコメントの実施結果、及び前回7月31日の小委員会の場で、実施要項に記載することとしますなどと申し上げた事項、加えまして、その後に事務局から御教示をいただいた事項に関し、実施要項への反映状況について、御説明をさせていただきます。

まず、労災ケアサポート事業でございますが、パブリックコメントの実施結果について御説明させていただきます。

本日お配りした資料をごらんください。労災ケアサポート事業、この後に御審議いただく労災特別介護援護事業、両事業の実施要項（案）に対するパブリックコメントにつきましては、8月22日から9月4日まで、厚生労働省のホームページ上で公表いたしまして、e-Gov経由で意見募集をしたところでございます。

結果、御意見は、資料のとおり1件いただきました。その内容は、資料に記載のとおりでございますけれども、かいつまんで申し上げますと、介護保険法によるものと労災保険法で行わなければならないものを整理・統廃合することが望ましいというような御意見だろうと思います。

私どもで用意しました回答といたしましては、結論的に申し上げますと、対象者のすみ分けを図った上で事業運営を行っていること、それから、後ほど御説明しますけれども、要項、あるいは仕様にも、労災ケアサポート事業の対象者をより具体的に示したいと考えております。

なお、この御意見の本旨は、整理・統廃合との御意見であろうかと思いますが、この事

業を介護保険の事業として取り込むとか、そういう法改正にも関わることであろうかと思っておりますので、この委員会の本旨であります実施要項（案）を定めるといふことに関する意見ではございませんので、この部分につきましては、今後の施策の実施に当たり、貴重な御意見として承ると、そういう旨の回答をさせていただきたいと考えております。

パブリックコメントについては以上でございます。

続きまして、労災ケアサポート事業の実施要項（案）への反映状況について御説明を申し上げます。

提示しております実施要項（案）につきましては、今説明をいたしましたパブリックコメントに対する対応のほか、先ほど申し上げましたとおり、前回の小委員会、それから、事務局からの御意見を踏まえて反映をさせております。主なものを紹介させていただきます。

お配りしている資料の5ページに、今申し上げたパブリックコメントの意見の反映をさせていただいております。「重度被災労働者」という書き方をしておったわけですが、そこに括弧書きで、「65歳以上の重度被災労働者であって、介護保険法に基づく「要介護認定」を受けられなかった者を含む。」と追記させていただいております。

それから、37ページに、別紙1-1で「65歳未満の重度被災労働者一覧」を添付しておりますけれども、そこにもその旨を追記させていただいております。

それから、前回修正しますと言った部分ですが、15ページの既存業者の従業員の雇用問題についての書き方ですが、都市再生機構さんの実施要項に例がございましたので、「受託者は、現受託者が雇用している職員の採用について検討する場合は、国に問い合わせること。」と、なお書きで記載させていただきました。

なお、国に問い合わせるといふのは、中立的な第三者としての国、私どもが適当と判断して国とさせていただきました。

それから、前回の小委員会におきまして、受託者が保険に加入する要否について検討すべしという御意見をいただき、そのように修正すると御回答を申し上げます。仕様書の35ページに記載のとおり、保険加入を義務づけることとしました。

それから、利用者の市町村別分布状況でございますが、前は、機械的に市町村を区切っていきますと、1市町村で1人とか、そういう形になるケースがございまして、個人情報保護の観点から、もう一度検討したいと回答いたしました。もう一度、市町村を交通の便を見ながらエリアを区切って作り直したところ、なお1人になるケースが出るのですけれども、かなり大きくりの市町村にしましたので、個人が特定される可能性は非常に低くなるのではないかと考えております。こういう形でお示しをしたいと考えております。

以下は、事務局からの御教示によって私どもがそれを反映させた事項でございますけれども、7ページ、24ページ、フロー図で言えば142ページになりますが、委託費の支払方法がわかりにくいのではないかと、それから、一般管理費の取り扱いがわかりにくいのではないかと御指摘をいただきました。

私どもは、入札説明会で説明したいと考えておりましたけれども、事務局からは要項、仕様に事前に示すことのほうが適当という御指摘がありましたので、できるだけわかりやすく記載するとともに、委託費の支払いの流れについてフロー図を添付いたしました。支払方法も、概算と精算とがございますので、それぞれのルートについて分けて、さらに用語の定義も加えて作成して添付をさせていただきました。また、「間接経費は事業費とは別に計上する」ということを一般管理費の取り扱いの関係で追記させていただきました。

それから、訪問支援について、遠隔地を避けて経費がかからない訪問先を優先してしまうのではないかという御指摘をいただきましたので、「支援対象者から訪問支援の実施要望があった場合には、それを優先すること。」と追記させていただきました。

それから、148ページですが、実施要項に「無償で利用できる備品」を記載すべきではないかという御指摘がございましたので、「従来の実施状況に関する情報の開示」といたしまして、「従来の実施に要した施設及び設備」欄に無償利用できる備品として「ソフトウェア」を追記させていただきました。

それから、最後になりますが、151ページのブロック別事業費変動の主な要因の理由が一部不明ではないかという御指摘がございましたので、それに関しましても、可能な限り詳しく記載をさせていただきました。具体的には、契約書に貼付する印紙代、指導旅費になります。

以上が小委員会での御指摘、事務局様からの御教示によって私どもが要項、仕様に反映させていただいた事項でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○浅羽専門委員 1点、事実確認だけさせてください。パブリックコメントの意見を反映した部分なのですが、65歳以上の重度被災労働者に関しまして、介護保険の対象にはならなかった。こちらのほうでやっているというような方が実際にいらっしゃるのでしょうか。可能性としてはあり得るというのはわかるのですが、実際にいらっしゃるのでしょうか。

○藤永課長 おられます。

○浅羽専門委員 ちなみに、どういうケースなるのでしょうか。想像ができなかったのですが。

○藤永課長 労災でじん肺という疾病があるのですけれども、そういう方がおられます。

○浅羽専門委員 炭鉱労働の方ですか。

○藤永課長 炭鉱もありますし、ずい道工事といったような業種で結構いらっしゃいます。

○浅羽専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 前回、たくさん意見を述べさせていただいたところを、一つ一つ丁寧に御検討、また御修正いただきまして、ありがとうございます。私からはコメントはございません。ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。

時間となりましたので、本実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 では、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

続いて、労災特別介護援護事業の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

引き続き、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課、藤永課長より説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○藤永課長 では、引き続き、労災特別介護援護事業の実施要項（案）について御説明を申し上げます。

同じ構成で説明させていただきますけれども、まず、パブリックコメントの実施結果ですけれども、先ほどのケアサポート事業と同様、介護保険法によるものと労災保険法で行わなければならないものを整理・統廃合することが望ましいという御意見でございました。

回答としましては、対象者のすみ分けを図った上で事業運営を行っていること、具体的には、労災特別介護施設の入居者は介護保険の適用除外になっており、介護保険法と重複しないこと、また、労災特別介護援護施設を退去すれば、当然にその後は介護保険の適用になることという回答を考えております。

また、労災ケアサポート事業と同様、整理・統廃合の部分につきましては、法改正にも関わることでございますので、今後の施策の実施に当たり、貴重な御意見として承る旨、回答させていただきたいと考えております。

続きまして、実施要項（案）について御説明をさせていただきます。

労災特別介護援護事業につきましては、パブリックコメントによる修正等はございません。先ほどの労災ケアサポート事業と同様に、前回の小委員会の場で実施要項を修正しますと回答したもので、それから、先ほどと同様、事務局から御教示いただいた事項について反映をさせております。労災ケアサポート事業と重複する事項もございますけれども、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、雇用問題の関係ですけれども、15ページですが、先ほどの労災ケアサポート事業と同じように、都市再生機構の実施要項の例にならしまして、なお書きをつけさせていただきました。文章は同じですので、説明は割愛させていただきます。

それから、19ページ、52ページ、受託者の保険の加入の関係ですけれども、これも労災ケアサポートと同旨ですけれども、「委託費からの支出により民間の損害賠償保険に加入すること。」と追記させていただきました。

それから、ページは多岐にわたりますが、入り口は6ページで、フロー図等は225ページ、

226ページ、間の55ページ、56ページとなりますけれども、委託費の支払方法、確定額の仕方、一般管理費の取り扱い等々について、わかりにくいという事務局からの御指摘を踏まえまして、これも先ほどの労災ケアサポート事業と同様、わかりやすく記載させていただくとともに、委託費、また、労災特別介護援護事業につきましては入居費の支払いについてもフロー図、また、確定額の例を示し、別添7として添付させていただいております。

それから、委託費の確定額に関する表記につきまして、「年度別内訳書」を「年度別内訳書」（委託費に係る経費内訳）に修正させていただきました。さらに、「間接経費は事業費とは別に計上」する旨、追記をさせていただきました。

それから、小委員会の1回目からいろいろ御議論いただきました運営預り金の管理の関係ですが、54ページにもともと書いてあるわけですが、そこに修正を加えさせていただきました。

千葉施設で預かっていただくわけですが、①で、従来 of 文章に続けまして、「厚生労働省が指示する手法に従って保管するものとする。なお、当該手法に伴って発生する費用は、入居費等収入（介護費収入を除く。）によって賄うものとする。また、委託者において、千葉施設の受託者の財産状況が悪化したものと認めるときは、運営預り金を委託者の指示に従って処理しなければならない。」と追記させていただきます。

それから、「②千葉施設の受託者が運営預り金を預け入れる金融機関は、千葉施設が金銭の借入れ等の債務（保証債務含む。）を負っている金融機関以外の金融機関としなければならない。また、千葉施設の受託者は、運営預り金を預金している金融機関から、本件委託契約期間中は、一切、金銭の借入れ等の債務（保証債務を含む。）を負担する行為をしてはならない。」という条項を加えて、条件づけをさせていただきました。

それから、契約の解除の関係ですが、17ページから18ページにかけてですが、ほかの規定でも包括的に読めるのではないかと考えたのですけれども、明確にしたほうが確実ということで、「⑮契約の解除」の項目に、今から申し上げること追記させていただいております。

「(サ) 受託者が、次の各号の一つにでも該当した場合」「1 手形・小切手を不渡りにする等、支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき。」

「2 第三者より差押・仮差押、仮処分・競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。」

「3 第三者より破産・会社更生・民事再生・特別清算の申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき。」という条項を追記させていただいております。

それから、仕様書の54ページになりますけれども、「(シ) 千葉施設の受託者が、仕様書の「第2の4の(15)「運営預り金の管理」で定められた規定に違反したとき。」と追記させていただいております。

倒産ですとか破産というリスクは、恐らく、国にしる市町村にしる、民民にしる、全ての調達案件において存在するものだろうと思います。100%防御することというのは多分不

可能な話ではないかと思えます。最終的には、今申し上げたような要項、仕様とあわせて、私ども委託者が、行政としての監視、監督体制、そういったものを強化することもしっかりやって、可能な限り安全を確保していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

○石堂委員 運営預り金について、私、最初の御説明を聞いたときに、どうも違和感があって、かなりしつこく質問させていただきました。今回、資料のC-5でも、検査院だけでなく、財務省のほうもこれで別に国の予算制度として問題ないと、見解が得られたということで、本当にありがとうございました。

ただ、私はいろいろ御意見申し上げた中で、現ナマがあるということがそんなに必要なんですかということを中心にかなり繰り返して質問しまして、結局、裏づけがないと困る中で、こういうやり方になっている。そういう意味で、こういう形で現金をどこかに担保として持っていなければならんということはようやくわかりました。

ただ、これは千葉1カ所に集めておくということは、本当は別な意味でのリスクがあって、千葉の事業所の経営が傾くといった場合以外に、まさしく千葉で大災害が起きたときに、千葉の金融機関が機能しなくなるという危険があると思うのですね。そうすると、連合体が契約を結んで、お金は千葉にあるよというところまではいいのですけれども、実際に何か起きたときに、それに充当するための資金をどういうふうにか動かすかということになると、私は質問の中でもかなり言ったと思うのですけれども、やはり各事業所が取引の金融機関との間で当座貸越契約を結んでおくのが一番いいのではないかなと思うのですね。それは、この制度を補完するような感じで、どこで何が起きても一応の体制はできるという制度になるような気がするので、今回、今までなれてきたやり方でいくのは、私、結構だと思いますけれども、その辺、金融機関と話をしてみただいたほうがいいかなという感じはいたします。

○藤永課長 私どもも石堂委員からいろいろ教えていただいて、検討をしました。いずれにしても、金額の適正さ、持ち方、そういったものについても、各施設で分散して持つのがいいのかとか、今おっしゃったような金融機関との関係がいいのかとか、いろいろな検討もしましたけれども、次回に向けて、持ち方、金額の適正さ等々については、私たちも勉強して詰めていきたいと考えておりますので、またいろいろ教えていただければと思います。

○尾花主査 こちらの事業につきましても、前回の小委員会での意見を咀嚼、十分御検討いただき、どうもありがとうございました。検討指摘事項についてこちらからコメントすることはございません。短時間の間におまとめいただきまして、大変ありがとうございました。

時間となりましたので、本実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 先ほど、各事業者が当座貸越契約を結んでおくべきだというあたりの議論につきましては、次回以降の実施要項に反映するという理解でよろしいでしょうか。

○石堂委員 そうお願いしたいと思います。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見を交換させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。